

手数料料金表

(令和8年4月1日)

センター	種別	単位	備考	金額
林業技術センター	一 試験及び測定		1 一〇片までごとに 2 一方向からの写真が必要とする場合は <u>四、四〇〇円</u> を加算する。	
	1 基本物性試験			
	(一) 曲げ試験	一件		<u>8,800</u>
	(二) 圧縮試験	//		<u>8,800</u>
	(三) 引張り試験	//		<u>8,800</u>
	(四) せん断試験	//		<u>8,800</u>
	(五) くぎ引き抜き試験	//		<u>8,800</u>
	(六) 含水率測定試験	//	<u>一片ごとに三試験片まで</u>	<u>4,100</u>
	2 実大材強度試験			
	(一) 曲げ試験	//		<u>21,200</u>
	(二) 座屈試験	//		<u>17,900</u>
	(三) 短柱圧縮試験	//		<u>23,100</u>
	(四) 引張り試験	//		<u>17,700</u>
	(五) 壁体せん断試験	//	一試験体につき	<u>22,400</u>
3 接合部強度試験		七片までごとに		
(一) 曲げ試験	//		<u>105,200</u>	
(二) 引張り試験	//		<u>97,600</u>	
共通	一 成績書及び証明書			
	1 和文	一部		800
	2 英文	//		<u>1,400</u>
	二 他の項に定めのない試験等	一件		所要時間及び原材料の時価等を勘案して知事が定める額
	三 前処理及び試料調整	一時間	1 他の項に定めがある場合を除き、この定めによる。 2 三〇分に満たない場合は、 <u>二、〇〇〇円</u> とする。	<u>4,100</u>
四 設備利用において職員が行う機器操作	//	三〇分に満たない場合は、 <u>二、〇〇〇円</u> とする。	<u>4,100</u>	

備考

- 一 一時間未満の端数時間は、一時間とする。ただし、三十分満たない場合の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 二 手数料を納付すべきものが広島県、鳥取県、島根県、岡山県又は山口県に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の使用料の額は、表に定める額の二倍に相当する額とする。

注 赤字が今回改正箇所